

## お知らせ

### 【物価高騰に対する市独自政策】 子育て世帯に給付金を支給します

エネルギー・食料品価格などの物価高騰に対する支援として、子育て世帯に、市独自の給付金を支給します。

支給対象者には通知書を送付します。

- 支給額 対象児童1人あたり一律15,000円
- 支給対象 次の児童を養育する方
  - ・平成20年4月2日～令和5年11月30日に生まれた児童
  - ・令和5年11月30日時点で市に住民登録されている児童

#### ○支給方法

##### 申請が不要な方

- ・児童手当、特例給付受給者(公務員を除く)児童手当等登録金融機関口座に振り込みます。
- ・令和4年度市独自政策の子育て世帯給付金を受給した方令和4年度給付金振込口座に振り込みます。

##### 申請が必要な方

- ・対象者には通知書と一緒に申請書を送付します。令和6年3月15日(金)までに申請してください。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

問 こども課 こどもG ☎55-8069

### 【物価高騰に対する市独自政策】 水道料金の「基本料金」を免除します

エネルギー・食料品などの物価高騰に対する支援として、水道料金の基本料金を2か月分免除します。この免除にお客さまの手続きは不要です。免除後の額に変更して請求します。

- 対象者 市内で水道を利用している世帯と事業者(官公庁などを除く)
- 対象期間 令和6年2月、3月請求分(1月から2月使用分)
- 免除内容 水道料金のうち基本料金

問 水道お客さまセンター ☎52-0427

### 産前産後期間の国民健康保険税が免除されます

国民健康保険に加入されている方が出産をされた際、産前産後期間の国民健康保険税が一定期間免除される制度が、令和6年1月から始まりました。

#### ○対象者

市の国民健康保険に加入中の方で、令和5年11月以降に出産予定または出産した方(妊娠85日以上の出産が対象となり、死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます。)

#### ○対象期間

出産予定月(または出産月)の前月から4か月相当分(多胎妊娠の場合は、出産予定月(または出産月)の3か月前から6か月相当分)

#### ○免除額

出産される方の対象期間分の国民健康保険税

#### ○届出方法

必要書類を市役所医療保険課窓口または各支所へ提出してください。

#### ○届出期間

出産予定日の6か月前から届出できます。また、出産後の届出も可能です。

#### ○届出に必要な書類

- ・本人確認ができる書類(マイナンバーカード・運転免許証など)
- ・出産予定日または出産日が確認できる書類(母子健康手帳・出生証明書など)
- ・産前産後期間にかかる保険税軽減届出書(医療保険課または各支所に置いています)

問 医療保険課 国保G ☎52-1111 内線163